

**市民参画・協働のための条例づくりに向けて
(中間まとめ)**

**(仮称)市民参画条例策定委員会
平成19年 6月**

も く じ

はじめに	1
1.(仮称)市民参画条例を制定する意義等について	3
1 条例を制定する意義等	
2 (仮称)市民参画条例で定めるべきこと	
3 条例の名称について	
2.市民参画と協働の理念、基本原則等について	5
3.市民の定義、範囲と関係者の責務について	7
4.市民参画手続について	9
1 市民参画手続の対象	
2 市民参画手続の手法	
3 市民参画手続の時期や手法の選択	
4 市民参画手続の原則	
5.具体的な参画手法について	13
行政発案型政策における参画手法	
意見提出手続(パブリックコメント)	
審議会等	
ワークショップ	
意見交換会(市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等)	
その他適切なもの	
市民政策提案手続	
6.住民投票について	16
7.市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み	17
8.協働推進のための基盤づくりについて	19
9.コミュニティ活動の推進	21
10.その他	23
【添付資料】	
[別紙 - 1]	
「西宮市市民意見提出手続(パブリックコメント手続)実施要綱」	
及び考え方	24
[別紙 - 2]	
西宮市審議会設置・運営基準	29
[別紙 - 3]	
「市民政策提案手続」のフローチャート	30
[別紙 - 4]	
(仮称)市民参画条例策定委員名簿	31
[別紙 - 5]	
(仮称)市民参画条例アドバイザー名簿	32

はじめに

社会の成熟化、少子高齢社会の到来、市民意識の高まり、地方分権の動きといった社会変化を受けて、西宮市においても、市民参画・協働を推進していくことが求められています。

西宮市においては、これまでも、市長が直接市民の意見を聴く「まちかどトーク」、市民と市が協働してまちづくりを考える「まちかどワーク」、市が立案した計画等に対して市民に意見を募集する「意見提出手続（パブリックコメント）」の実施など、さまざまな市民参画手法を市政に取り入れてきました。

しかし、これらは参画と協働のひとつの道具でしかありません。また、市役所の各部署によってその取扱いが統一されていません。市全体で市民参画・協働に取り組むためには十分だとはとても言えません。

市民参画・協働に関する基本条例を制定して、市民と市が共に手を携えてまちづくりを進めていくための基本的な仕組みやルールをしっかりと定める必要があります。

◆条例制定の背景

(1) 社会の成熟化

社会・経済が成熟するにつれて、人々の価値観は多様化・複雑化し、量的な拡大よりも質的な充足を求めるようになってきました。そのため、公平性が求められ、画一的な取扱いを重視する行政主導のサービス提供では、適切に対応できなくなっています。

(2) 市民意識の高まり

阪神・淡路大震災以降、ボランティア団体やNPO団体などの市民団体が多く設立され、公共的な分野で活躍しています。また、地域のつながりが希薄化してきていると言われる一方で、「地域の課題は地域で解決していこう」という地域コミュニティでの活動が活発になってきています。市民、事業者、NPO、行政等が、パートナーとしてお互いに知恵を出し合い、それぞれが役割分担して、一体となってまちづくりをすすめることが求められています。

(3) 地方分権化

平成12年の地方分権一括法の施行を期に、分権社会への移行がすすんでいます。「地方のことは地方で」、「地域のことは地域で」課題を解決することが求められています。

西宮市では、「(仮称)市民参画条例策定委員会」を組織して、市民が主体となって市民参画・協働に関する条例に定めるべき内容を検討することにしました。

「(仮称)市民参画条例策定委員会」の委員（現在28名）は全員が市からの公募に応募したメンバーです。策定委員会のメンバーは、市民が積極的に市政に参画・協働していくことによってより良いまちを実現していくことができるという想いを持って集まりました。

策定委員会は、平成18年6月から、活動をはじめました。策定委員会には、年齢も住んでいる地域も活動内容なども多様な幅広いメンバーが集まりました。そのため、策定委員会の立ち上げ当初は、メンバーのなかでも、「(仮称)市民参画条例」への想いや考え方について違いがありました。しかし、策定委員会では、市民参画・協働に関する他市の条例の学習や、西宮市における市民参画・協働の取り組

みに関するヒアリング等からはじめて、「(仮称)市民参画条例」に盛り込むべき内容の検討に取り組み、これまで、10回の全体会議、10回の各グループ会議、10回の運営委員会を開いて議論を重ねてきました。

このたび、「中間まとめ」を作成しましたので、市民のみなさんをはじめ、できるかぎりたくさんの方からご意見等をいただきたいと思いますと考えています。

私たち市民が市民参画や協働をより一層推進できる仕組みをもった「(仮称)市民参画条例」とするためには、まだまだ検討しなければならないことが多く残っています。皆さんからいただいたご意見を幅広く取り入れながら、議論を充実させ、秋ごろには市に対する提言を取りまとめたいと考えています。

1. (仮称) 市民参画条例を制定する意義等について

◎なんのために条例を制定するのか、条例になにを定めるべきか、次のように考えます。

1. 1. 条例を制定する意義等

「市民の参画と協働によって西宮をどういうまちにしていきたいのか」という市民の想いや、「西宮の特色や市民の願いはどのようなものなのか」といったことを、条例の前文等に明記する。

策定委員会では、次のような意見が出されています。

☆条例制定への市民の願い

- ・「まちづくりの主役は市民である」との信念のもとで、市民参画と協働を市民の身近なものにするためには、市民参画と協働について、わかりやすいルールや利用しやすい仕組み、更には評価システムを定めるべきです。この条例を制定することにより、1人でも多くの私たち市民が市とともに考え行動して「誰もが住みたい、住み続けたいまち 西宮」の実現をより一層推進して次世代に引き継いでいくべきです。
- ・「市政への参画の認識と貢献への実感」、「画一的な行政サービスを解決し、柔軟性のあるきめ細かい行政サービスを行うため」、条例が必要です。
- ・条例により、「市民に開かれたまち」、「文教住宅都市としてのさらなる発展」、「子どもたちの笑顔が輝くまち」、「誰もが住みたい 住み続けたいまち 西宮」、という西宮のイメージをめざすべきです。

☆条例の前文に盛り込みたいキーワード

「キラリとひらかれた『市民参画』のしくみづくり」、
「市民発、市民着（市民から出て、市民へ戻る）」、
「市民の自立性や自主性」、「市民が主役」

☆市民の願い

- ・市民の声がもっと市政に届くまちにしたい
- ・市民の力を市政に活かして欲しい
- ・市民は市の政策立案から参画したい
- ・情報が共有できるまちにしたい
- ・市は市民の権利を守り、市民はルールを守り責務を果たすまちにしたい

☆西宮市の特色

- ・山、川、海などの良好な自然環境と温暖な気候に恵まれたまち
- ・「教育・学習の充実と文化の振興」を基調とする個性豊かな住宅都市

1. 2. (仮称) 市民参画条例で定めるべきこと

(仮称) 市民参画条例には、次のような市民参画・協働のための仕組みやルールを定めるべきだと考えます。

(1) 市民参画の仕組み (→4～6)

「市民参画」とは、「市民が主体となったまちづくりを推進するために、市民が、市の政策などの立案、実施、評価に積極的に参画し、意見が反映されること」をいいます。

そのために、次のような仕組みを条例で定めます。

①行政発案型の参画手法 = 市の機関が発案者となる政策等に対して市民が意見を述べるための市民参画の仕組み → (5. I)

②市民発案型の参画手法 = 市民が自ら政策等の発案者となって市の機関に提案できる仕組み → (5. II)

(2) 市民と市の協働 (→8)

「協働」には、「市民と市の協働」と市民や事業者が一緒になって行う「市民同士の協働」があります。具体的な仕組み等については、今後の検討課題です。

①「市民と市の協働」とは、「まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながらともに活動すること」をいいます。

②「市民同士の協働」については、議論をしているところです。市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市がそのための基盤を整備したりさまざまな支援を行うこと（拠点の整備や人材の育成など、市民同士の協働を推進するための仕組み）に関する規定を設けるべきだとの意見もあります。

(3) コミュニティ活動を推進する仕組み (→9)

「コミュニティ活動」とは、「快適な地域社会を実現するために、市民が、＜自らの権利と責任を自覚して＞、地域の課題を共有して主体的に解決に向かって行動すること」をいいます。

市民が主役のまちづくりを進めていくためには、身近な地域コミュニティに参画し、「地域の中の協働」を展開することが不可欠です。

そのため、「(仮称) 地区市民協議会」の整備等を提案します。

(4) 市民参画・協働を推進していくための仕組み (→7)

条例が有効に活用され、条例に基づいて市民参画・協働を推進していくための仕組みを定めます。

1. 3. 条例の名称について

条例の名称については、参画と協働のための条例であることがわかるように次のようなものを提案します。

- ・「西宮市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」
- ・「市民参画と協働を推進するための条例」
- ・「市民参画と協働の条例」
- ・「市民参画と協働の推進条例」 など

2. 市民参画と協働の理念、基本原則等について

◎市民参画と協働をより一層進めていくために、理念と基本原則を次のように定めます。

(1) 理念について

- ①すべての市民は市政へ参画する権利を持ち、その機会は平等に与えられる。
- ②市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重する。
- ③市民と市は、市民参画を促進するために、それぞれが有する情報の提供及び共有に努める。

(2) 基本原則について

- ①市民と市はそれぞれの役割を明確にし、その立場に応じた役割を果たすこと。
- ②提案、企画、活動などすべての局面において、対等、平等、公正にパートナーシップを発揮すること。
- ③市は市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応すると共に、施策に反映させるよう努めること。
- ④市民と市は対等な立場でお互いの役割を理解して連携しながら行動し、相乗効果を発揮できるよう努めること。

◆ 説 明

- ・市民参画・協働を進めていくために、市民をはじめとする西宮市に関係する人たちが、共有していかなければならない基本的な考え方を「理念」として定めます。
- ・また、市民参画・協働を進めていくにあたって必要な事柄を「基本原則」として定めます。
- ・「市」には市の機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産税評価審査委員会及び公営企業管理者）だけではなく、「議会」も含まれると考えています。

◆ 論 点

- ・基本原則に「西宮市に隣接する他の自治体、国、国際社会との連携や相互理解を深めながら市政を行うこと。」という意見を盛り込むべきだという意見があります。しかし、西宮市が将来、自治基本条例を制定していくのなら、そこでの課題になるという意見や本条例は市民参画・協働のための条例なので必要ないのではないかという意見もあります。

◆ その他の意見

- ・まちづくりの基本は住民自治の地域共同体にあり、住民意識の自主性を尊重する。
- ・西宮の特徴を生かした快適なまちをつくるために“市民の総意が結集する”ようにする。というような意見もあります。

◎情報の共有について、次のように定めます。

(3) 情報共有について

- ①市の情報は市民のものである。
- ②市民は市政に関する情報を知る権利を有し、市は積極的に市民に情報を提供し、市民と情報を共有する。
- ③情報の提供および共有にあたり個人情報保護に配慮する。

◆ **説明**

- ・市民の参画と協働を推進していくうえで、情報の共有は必要不可欠です。そのため、情報の共有を基本原則のひとつとして定めます。
- ・情報の共有を進めるにあたっては、個人情報の保護等にも適切に配慮する必要があります。市からの情報提供などは、西宮市情報公開条例に基づいて進めていきます。
- ・また、情報の共有のためには、市民にとってわかりやすい情報提供のあり方が求められます。以下のようなさまざまな手法を適切、有効に組み合わせて行うべきです。
 - ・広報誌
 - ・テレビ・ラジオ・一般紙
 - ・ホームページ
 - ・市民説明会
 - ・市民講座等
 - ・その他情報発信として有効な方法

◆ **その他の意見**

- ・市民側も積極的に情報を取り入れるべきである。
- ・市民同士でも情報の共有を図っていくべきである。

3. 市民の定義、範囲と関係者の責務について

◎市民参画・協働の主体となる『市民』という言葉を決のように使います。

(1) 市民の定義について

- ①市内に住所を有する者
- ②市内の学校に在学する者
- ③市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにその他の団体
- ⑤当該事案について市の機関が認める者

◆ 説明

- ・まちづくりを担う市民は、単に西宮市内に住んでいる人というような狭義の範囲ではなく、西宮市に関係する人という幅広い範囲であるべきだと考えています。まちづくりに多くの人が関わることで、「誰もが住みたい、住み続けたいまち」をつくっていきたいと考えています。
- ・外国籍の人も当然のことながらこの定義に含まれると考えています。

◆ 論点

- ・個人だけでなく、企業やNPO団体、自治会、社会福祉法人などの団体や組織も市民に含むべきか(④)
- ・(1)④には含まれないが、利害関係を有する人であっても参画や協働する必要があるのではないか(⑤)、含める場合でもその定義をどうするか(「市の機関が認める者」の定義では市の機関の裁量が広くなり、好ましくないのではないかという意見もあります)といった点は、なお検討すべき論点です。

◆ その他の意見

- ・市民の定義(範囲)は参画していく場面(意見提出手続(パブリックコメント)や住民投票など)によって変わる。
- ・市民の範囲を広げすぎると、他市に住んでいて西宮市と関わりがほとんどないような人にも市民の役割を担ってもらわなければいけなくなる。

◎『市』や『市の機関』という言葉を決のように使います。

(2) 『市』・『市の機関』について

- ・「市」とは、基礎自治体としての西宮市のことで、市議会や市の機関から構成されているものをいう。
- ・「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産税評価審査委員会及び公営企業管理者といった市の執行機関をいう。

◎市民が市政に参画・協働していくために必要な、市民の役割などを定めます。

(3) 市民の役割・責務について

- ①市民は、参画・協働・コミュニティ活動にあたって、市全体の利益を考慮するとともに自らの意見と行動に責任を持つよう努める。
- ②市民は、参画・協働・コミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。

◆ 論 点

- ・市民団体等（NPO など）や事業者の役割や責務についても個別に挙げるべきか検討しています。
- ・市民の参画・協働・コミュニティ活動を積極的に支援する事業者に対する市民の役割を盛り込むべきか検討しています。

◆ その他の意見

- ・“責務”は少し厳しい言葉になるのではないかといった意見もあります。さまざまな理由で参画できない人もいるため、“義務や責務”といった言葉が適切かどうかは今後の検討が必要です。
- ・②については、「市民は、市と協働し、市政への積極的な参画に努める。」という意見もあります。

◎市が、市民の参画・協働の継続的な発展に向けて、取り組んでいかなければいけないことについて定めます。

(4) 市の責務について

- ①市は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を公開し提供する。
- ②市は、市民参画の機会の確保に努めなければならない。
- ③市は、市民参画の方法の調査及び研究に努めなければならない。
- ④市は、市民の意向を的確に把握し、市政に反映されるよう努めなければならない。
- ⑤市は、基本理念に基づき市民参画・協働・コミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、適切な施策を実施する。

◆ 説 明

- ・「市の責務と役割」というとき、そこでいう「市」には市の機関だけでなく、「議会」も当然含まれています。より良いまちをつくっていくためには、市民と市の機関だけでなく、議会も一緒になり、お互いに協力しなければならないと考えています。

◆ その他の意見

- ・市は、市民参画の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めなければならない。
- ・市は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の推進などにも努めなければならない。

4. 市民参画手続について

◎市民がまちづくりを進めるうえで、市の政策等の立案、実施、評価に積極的に参画し、市民の意見を反映することができるよう、市民参画の手続に関して、次のようなことを定めます。

- ・誰が、参画するのか（市民参画手続の主体）
参画する主体は、「市民」です。（市民の定義は、3（1）参照）
- ・何について、参画するのか（市民参画手続の対象）
市民参画の手続の対象となる政策等について定めます。
- ・いつ、参画するのか（市民参画手続の時期）
市民参画手続を行う時期について定めます。
- ・どういふ方法で、参画するのか（市民参画手続の手法）
意見提出手続（パブリックコメント）、審議会など、市民参画の手続として実施される具体的な参画手法を定めます。
- ・参画した結果は、どうなるのか
市民参画手続により提出された意見の概要や、市が検討した結果の公表を定めます。
- ・市民参画手続が適切だったかを誰が事後チェックするのか
モニタリング（監視・評価）を行うための（仮称）市民参画協働評価委員会の設置を定めます。
（「7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照）

4. 1 市民参画手続の対象

◎市がまちづくりを進めるうえで、市民参画の対象となる事案について定めます。

(1) 市民参画手続を行うべき事項

- ①市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- ②(ア) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃
(イ) 市民等に義務を課し、市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
- ③規則で定める大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- ④市民生活に重大な影響を及ぼす制度等の導入又は改廃

(2) 市民参画手続を行わなくてよい事項

- ①軽微なもの
- ②緊急に行われなければならないもの
- ③法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- ④市の機関内部の事務処理に関するもの
- ⑤市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

◆ 説明

- ・市民になんらかの影響がある行政活動は基本的に市民参画手続の対象となると考えます。
- ・しかし、(2) ②災害等など、緊急に実施する必要がある場合、(2) ③法令等で規定されており、市に裁量がない場合などは、市民参画手続の対象外とします。
- ・市民参画手続を行わなくてよい事項についても、市民参画手続を行ってはいけないというわけではありません。積極的に市民参画手続を実施することが望まれます。

◆ 論点

- ・対象となる事案や対象としない事案の範囲はまだ確定していません。なお検討する必要があると考えています。
- ・また、(1) ③、(2) ③、④については、具体的にどのようなものが該当するかは、なお検討していきます。
- ・(2) ⑤については、市税に関することや市の機関が行う金銭の徴収(保険料や施設の使用料など)についても市民参画の対象とするかどうかは意見がわかれています。対象とすべきでない(使用料の値上げ等には反対の意見しか出てこない)、対象としてもよい(使用料の値上げ等には反対の意見はそれほど多くない)という意見があります。

4. 2 市民参画手続の手法

◎市民参画手続として次のような具体的な参画手法を定めます。

(3) 具体的な参画手法

- ①意見提出手続（パブリックコメント）
- ②審議会等
- ③ワークショップ
- ④意見交換会（市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等）
- ⑤その他適切なもの

◆ 説明

- ・①と②については既に実施されていますが、その内容を改善する必要があると考えています。
- ・また、政策形成の早い段階での市政への参画を可能にするには③④が必要だと考えています。しかし、どのような内容を定めるべきかは、今後検討していく必要があります。
- ・①～④に明記している手法以外にもより適切な手法があれば採用するべきであると考えています。

4. 3 市民参画手続の時期や手法の選択

◎市民参画手続を行う時期や方法の選択について定めます。

- ・市民が意見を反映することができるように、できるだけ早い段階から、市民参画手続を行うこととする。
- ・市の機関は、適切な時期に、上記の方法のうちから、適切でかつ効果的なものを選び、1つ以上の方法を行うこととする。意見提出手続（パブリックコメント）については最低限行うべき。
- ・しかし、特に市民への影響が大きいものや、広い範囲の市民に影響が及ぶものについては、2つ以上の方法を行うこととする。そして、その場合には、意見提出手続（パブリックコメント）を含めるものとする。

◆ 説明

- ・市民参画手続を行う方法はいろいろ考えられます。それぞれメリットとデメリットがあります。したがって、市民参画手続の時期について、市は、意思決定をする前のできるだけ早い段階で市民が意見を提出することができるよう市民参画手続を行うべきだと考えます。また、市民参画手続の手法については、適切で効果的な方法を市の責任で選択すべきだと考えます。
- ・少なくとも1つ以上の方法を行うことを義務づけるべきだと考えます。
- ・また、特に重要な政策等については、意見提出手続（パブリックコメント）を含めて2つ以上の方法を行うべきだと考えます。

◆ 論点

- ・市の機関は、4. 1（1）に該当するものについては、最低限、意見提出手続（パブリックコメント）を「行うこととすべき」あるいは「行うべきではないか」という意見があります。
- ・特に重要な政策等（市民への影響が大きいものや、広い範囲の市民に影響が及ぶもの）については、意見提出手続（パブリックコメント）を含めて2つ以上の方法を行うべきだと考えます。
- ・具体的にどのような事案が「市民への影響が大きいものや、広い範囲の市民に影響が及ぶ」政策等に該当するかは、今後の検討課題です。

4. 4 市民参画手続の原則

◎提出した意見の取扱いや、参画しやすい環境づくりに関しても定めます。

- ・市の機関は、参画の対象となる政策、市民参画手続の方法や日時等について、あらかじめ公表することとする。また、市民が参画するために必要な情報を積極的に提供する。
- ・市の機関は、提出された意見を真摯に検討する。
- ・市の機関は、どのような市民参画手続の方法をとったときも、市民から提出された意見の概要と、検討した結果等を公表することとする。
- ・市民参画手続を行うにあたって、開催日時や時間、場所等、市民が参画しやすいように努めるものとする。
- ・市民参画の対象となっている事案で、市民参画手続を行わなかった場合には、その理由を公表することとする。

4. 5 その他

- ・市の機関が採用した市民参画手続の手法等が適切であったかどうか（より効果的な手法等がなかったかなど）は、事後的に、モニタリングを行う（仮称）市民参画協働評価委員会（「7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照）において審議、検討されます。

5. 具体的な参画手法について

◎市民参画の具体的な手法について、行政が発案者となる政策等に対して市民が意見を述べるための手法（行政発案型政策における参画手法）と市民自らが政策の発案者となる場合の手法（市民政策提案手続）とに分けて定めます。

I. 行政発案型政策における参画手法

①意見提出手続（パブリックコメント）

市の機関が政策や計画を策定又は改定する場合に、原案を示して市民から意見を募り、それを参考にして意思決定を行うものです。提出された意見に対しては、市の機関の考えを公表することで市民への説明責任、行政運営における公正の確保などを図り、市民の市政への参画を促進します。

◆ 説明

- ・意見提出手続（パブリックコメント）は、現在は要綱（「西宮市市民意見提出手続（パブリックコメント手続）実施要綱」は別紙1参照）で行われていますが、条例でしっかりと定めるべきだと考えます。
- ・意見提出手続（パブリックコメント）の詳細についても条例で定めます。条例制定後は、参画の対象や手続が変わることとなります。

◆ 論点

- ・2005年に国の行政手続法が改正され、法律に基づく命令・規則、審査基準、処分基準、行政指導指針について、パブリックコメントを行うことが義務となりました。国の法律と整合させるため、西宮市も少なくとも、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針については意見提出手続（パブリックコメント）を行うものとするべきであると考えます。

②審議会等（法律・条例・規則等に基づき設置され、市の諮問や審議、調査等を行う合議制の機関）

審議会で審査、審議される内容は、市民生活に影響を及ぼします。市民の意見を広く反映させるための公募委員の導入や透明性を高めるための議事録の公開は市政への市民参画の機会を確保します。

審議会については原則次のとおりとする。

1. 委員の選考については、公募委員を含める。
2. 公募委員の割合は定数の一定割合以上とする。
3. 委員構成は、男女比・年齢構成・地域構成・他の審議会の重複に配慮し、多様な市民の意見を反映する。
4. 選考基準をあらかじめ明らかにし、選考の透明性を確保する。
5. 原則、会議及び議事録は公開とし、議事録の作成を義務付ける。

◆ 説明

- ・現在、西宮市の審議会は指針（「西宮市審議会・運営基準」等は別紙2参照）によって運営されています。しかし、これまでよりも厳密に運営し、透明性を高めていくうえでも最低限の原則は本条例で定めるべきです。

◆ 論点

- ・委員の構成について、どこまで具体的な基準を定めることができるかは、今後の検討課題です。
- ・また男女比については、「男女共同参画プラン（男女共同参画推進課 2007年3月制定）」が「35%」と定めており、両者の整合性については、今後の検討課題です。

◆ その他の意見

- ・団体からの推薦についてはその団体を選んだ理由を公表する。

③ワークショップ

市民同士や市民と市など比較的小人数で、自由に議論をして政策、施策や事業の方針案をつくりあげていく手法です。この手法は早い段階からの市民の参画を可能にします。

④意見交換会（市民説明会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等）

市民同士や市民と市などが対話を通じて意見の交換を行います。この手法は、原案を策定する前や、原案ができる直前など幅広い時期で用いることができます。

◆ 論点

- ・ワークショップや意見交換会の手法については、その実施のタイミングや仕組みなど、どのような内容を定めるべきか、今後の検討課題です。
- ・現時点では、①～④の手法も市の政策に企画の段階から参画していくには有効ではないかと考えています。

⑤その他適切なもの

列記した以外にも市民参画の手法としてより適切なものがある場合や、新しい市民参画の手法が考案された場合など、幅広く市民参画をとり入れることができるようにすべきだと考えます。

II. 市民政策提案手続

市の機関が市民から市の機関へ提案された政策の内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度（仕組み・フローチャートは別紙3参照）です。

市民政策提案制度の仕組みについて

1. 提案は市内に居住する市民 XX 人以上の連署をもって提案申請書を提出する。
2. 提案者グループがプレゼンテーションし、「(仮称) 市民参画協働評価委員会」(「7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み」を参照) が審議する。その結果を提案者代表に通知する。
3. 提案内容及びその結果も別途市民に公表する。

◆ 説明

- ・市民政策提案制度に基づいて市民が提案できる政策等の対象は(4. 1)と同じ範囲であると考えています。しかし、提案内容に応じて、緩やかに対応できるような運用が図られるべきだと考えます。

◆ 論点

- ・安易な提案や無責任な提案等を避けるため、提案には賛同者が必要であると考えています。但しその賛同者を何人にするかは様々な意見(10人~300人等)があり、賛同者がなくても提案できるようにすべきだという意見もあります。
- ・当然のことながら、結果の通知は必要です。但し、受理後何日以内に回答するか、また不服の場合の対処等の仕組みや全体像については検討が必要です。
- ・提案を受けてどのような手続がとられるべきかについては、詳細をなお検討していく必要があります。
- ・提案内容やその結果等をホームページ等で広く市民に広報するべきであると考えています。
- ・募集の時期、対象事項については、なお検討していく必要があると考えています。
- ・対象事項や提案の具体性、明確性をどの程度まで求めるかについては、今後も検討していきます。
- ・市の機関が市民に対して政策提案募集もできる制度を設けるべきかについても、なお検討すべきと考えています。

6. 住民投票について

◎住民投票（市民が市政運営上重要な課題について、住民投票の実施を請求し、市民の意思を確認するための制度）も参画手法の一つであると考えていますが、実施するには大掛かりな仕組みが必要となります。しかしながら、市民の意見を直接確認でき、市政に反映させていく手段としては必要な手法であると考えます。

1. 住民投票を行う場合について
 - ・ 市政運営の重要事項について市民の総意を確認する必要があるとき
2. 投票有資格者について
 - ・ 西宮市内に住民票を有する者もしくは外国人登録している者
3. 請求権について
 - ・ 一定数あるいは一定割合以上の投票有資格者の署名
4. 投票結果の扱いについて
 - ・ 市は住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

◆ 説明

- ・ 住民投票を求めることができるのは、「市民」に限定すべきだ（市長や市議会には認めない）と考えています。
- ・ 外国籍の人についても投票有資格者とする考えです。
- ・ 住民投票の結果に法的拘束力を持たすことは難しいですが、市（市議会と市の執行機関）は最大限尊重することとします。

◆ 論点

- ・ 請求の要件等について
請求にあたっては賛同者を投票有資格者総数の一定割合（10分の1など）もしくは一定数（5万人など）にするのか、またその数値はどうするかの見解があります。
投票有資格者の年齢を、選挙権と同じにするか18歳以上とするかなどは意見が分かれています。
- ・ 投票結果の扱いについて
上記のような住民投票制度を検討していますが、その詳細について今後議論が必要です。

◆ その他の意見

- ・ 住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格及び要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を別の条例で定める。

7. 市民参画・協働を積極的に推進していくための仕組み

◎条例が制定された後に、本条例が有効に活用されているかについて監視・評価する仕組み＝モニタリング制度を定めます。

(1) (仮称) 市民参画協働評価委員会

①組 織

- ・ 公募による市民
- ・ 市民公益活動団体を代表する者
- ・ 学識経験者
- ・ 市職員
- ・ その他、市長が適当と認める者

②役 割

- ・ 市民参画手続の実施結果及び実施計画に関する検証、評価及び答申
- ・ 「市民政策提案制度」における市民提案への評価及び答申
- ・ 上記2つ以外の、市民参画、協働及びコミュニティ活動の運用に関する事項
- ・ 市民参画、協働及びコミュニティ活動の企画並びに推進に関する事項
- ・ 市民参画条例の改正又は廃止に関する事項
- ・ その他、市が必要と認める事項
- ・ 市民参画及び協働の方法の研究並びに改善

◆ 説 明

- ・ 市民参画・協働が適切に推進されるように市民・学識経験者等で構成する(仮称)市民参画協働評価委員会を設置します。
- ・ また、市の内部でも検討委員会を設置するなど、責任を持って推進する体制を構築すべきだと考えます。
- ・ 市の機関が採用した市民参画手続の手法等が適切であったかどうか(より効果的な手法等であったかどうか)は、事後的に、モニタリングを行う(仮称)市民参画協働評価委員会において審議、検討されます。

◆ 論 点

- ・ (仮称)市民参画協働評価委員会の組織構成や役割(委員の人数や任期など)について、今後検討しています。
- ・ 新たに発生した課題に対しても、この委員会において検討し、解決していくことができるようにする必要もあると考えています。

◆ その他の意見

- ・ (仮称)市民参画協働評価委員会の市民公募による市民委員を2分の1以上として学識委員、市職員等で構成する。
- ・ (仮称)市民参画協働評価委員会が審議した内容は市長に報告されるべきである。

◎市民参画をすすめるうえで、市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を策定し、それを広く市民に公表することによって、市民の市政への参画を容易にし、市の市民参画への取組み具合の把握も可能となると考えています。

(2) 「市民参画手続予定表」、「年次報告」、「推進計画」の作成について

- ①市の機関は、市民参画を推進するための市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を作成しなければならない。
- ②市の機関は、市民参画手続予定表、年次報告、推進計画を広く市民に周知するよう努める。

◆ 説明

- ・「市民参画手続予定表」
市民が参画しやすくするために、事前に市の機関が市民参画手続を実施しなければいけない案件を一覧表にまとめて、年度はじめに予定表として公表します。
- ・「年次報告」
実施した市民参画手続の状況や実績等について、その翌年度に報告することとします。
- ・「推進計画」
市民参画・協働を推進していくための数年にわたる行動計画を策定します。

8. 協働推進のための基盤づくりについて

◎市内では様々な団体が活動していますが、地域の課題が複雑化、高度化している中では、各団体が協力して取り組んでいく仕組みや、市民活動等を支える人材の育成が必要であると考え、その仕組みを定めます。

(1) 市の機関の体制や組織など

- ①参画と協働担当部署の設置
- ②市職員の地域担当者制度の創設

(2) 市民公益活動の支援拠点の整備

市民公益活動の支援拠点（「(仮称) ボランティア支援センター」）を設置し、「協働コーディネーター」を置く。

(3) 人材の育成について

- ①リーダーの育成
- ②メンバーの育成
- ③コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成

◆ その他の意見

(1) 市の機関の体制や組織などについて

- ・参画・協働・コミュニティ活動を推進するために、専門の部署を設置する。
- ・支所機能の強化を図り、地域コミュニティの活性化の責務を負う市職員を各支所に配置する。

(2) 「(仮称) ボランティア支援センター」の拠点整備について

(仮称) ボランティア支援センターでの事業

- ・市民公益活動団体の運営や活動に関する相談及び支援を行う。
- ・会員から公益活動の実施情報を収集し発信する。
- ・会員の取りまとめ、会員間の連携及び交流を行う。
- ・市民等から市民公益活動に関する情報収集に努め、市と連絡調整して協働の機会を拡大し創出する。
- ・市民公益活動に参画する人材の募集・育成、専門家の育成及び交流を行う。
- ・市民公益活動に関する調査及び研究を行う。
- ・市民公益活動のために、同センターに施設及び設備を利用に供する。

(3) 人材の育成について

- ・団体の自主性を尊重しながら「参画と協働担当部署」と「(仮称) ボランティア支援センター」が協力して地域リーダー研修会を実施する。
- ・原則として当該団体が行うものとし、要請に応じて「参画と協働担当部署」と「(仮称) ボランティア支援センター」が協力して支援する。
- ・「参画と協働担当部署」と「(仮称) ボランティア支援センター」が協力してコミュニティアドバイザー・コーディネータ育成研修会を実施する。

(4) 行政サービス登録制度

- ・市長は、市民公益活動団体と適正な協働を図るために「行政サービス登録制度」を創設し、その登録団体を支援する。
- ・市長は、行政サービスについて市民公益活動団体等に協働の機会を拡大する。
- ・市長は、登録を認めたときは、書類等の団体に関する情報を公開する。
- ・市長は、登録団体が一定の条件に反するようなときは、登録を取り消すことができる。

(5) 市民協働事業提案制度

- ・行政サービス登録制度に登録している団体は、市の機関が行っている事業に対して、その目的、成果等が同一であれば協働事業提案をすることができる。ただし、次の場合は除く。
 - ①法令などの規定により職員が直接実施しなければならないもの
 - ②公権力の行使に関わるもの
 - ③市の政策立案などの意思決定に関わるもの
 - ④市民が業務を行うことで不利益が生じるもの
- ・提案方法については、市民政策提案手続の方法に順ずるものとする。

◆ 説明

- ・「市民公益活動団体」とは、営利を目的とせず、自主的かつ自発的に活動を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした継続性のある団体です。(自治会・青愛協・社協などの自治組織、NPO、ボランティア団体や社会福祉法人等)

◆ 論点

(4) 行政サービス登録制度

- ・登録するにあたってどのような条件が必要か、どのような場合には登録が取り消されるかについては、なお検討課題です。また、提出された書類をどこまで公表するべきかについても、今後検討が必要です。

(5) 市民協働事業提案

- ・市の機関がすでに行っている事業を対象にしていますが、市の機関が現在行っていないような新たな事業の提案もできるようにすべきかどうかについては、今後の検討課題です。また、提案権者を行政サービス登録制度に登録している団体に限るべきかについても、なお検討課題です。

◆ その他の意見

(4) 行政サービス登録制度について

- ・行政サービスの質の向上を目指して、市民公益活動団体などの民間団体と市の機関との協働の機会を拡大する。

(5) 市民協働事業提案制度

- ・公共サービスの担い手として、市民公益活動団体などと市の機関が協働して取り組めるようにする。

9. コミュニティ活動の推進

◎地域コミュニティ活動を推進するために、(仮称) 地区市民協議会の整備を提案します。

(仮称) 地区市民協議会の整備

- ・小学校区ごとに地域の様々な団体が地域課題について話し合うラウンドテーブルを設置する。
- ・地域の市民に開かれたものとし、市や自治会等の地域で公益的な活動している組織・団体と連携しながら協働してまちづくりを推進する。

◆ 説明

- ・「市民が主役のまちづくり」を進めていくためには、市民が市政に参画し、市と市民が協働するとともに、身近な地域コミュニティへの参画も必要です。多くの人が地域コミュニティに関わることによって、地域のなかが活性化され、人と人とのつながりも強くなります。
- ・しかし、策定委員会では、次のようなことで悩んでいる地域団体も多くあるのではないかという意見がかわされました。

例えば、

- ・若い人がなかなか参加してくれない
- ・それぞれ個別に活動しているため、団体間の連携がうまくとれない
- ・個別の課題に追われていて、地域のおおきなビジョンをもてない
- ・団体の役員選出や会計支出などをめぐって不満がきかれる

そのため、小学校区か公民館の区域ごとに(仮称)地区市民協議会をつくることを提案します。

◆ 論点

- ・「(仮称)地区市民協議会」については、期待される役割、組織や運営のあり方、市や既存の団体との関係など、策定委員会のなかでもまだ意見が一致していません。
- ・西宮市のなかでも、地域コミュニティの現状はさまざまですから、地域コミュニティがそれぞれ自分たちでしっかり議論を積み上げていくべき問題であって、策定委員会で議論し提案すべきことではないという意見もあります。

◆ 策定委員会での意見の概要

(仮称)地区市民協議会をめぐっては、策定委員会のなかでも意見が一致していないのですが、次のような意見が出ています。

- ・地域のさまざまな団体を緩やかに束ねる連携の場にすべきだとか、地域のなかで、話し合い、意見交換し、情報を共有していくためのネットワークであるべきだという意見があります。しかし、地域の課題を見つけ改善する組織をめざすべきだという意見もあります。
- ・自治会などの地縁系組織とNPO、学生などが接点をもつことができる地域の窓口にすべきだという意見があります。

- ・既存の組織・団体の代表が集まる組織でよいという意見もあれば、地域の人やグループなどが自由に参加できる柔軟なものにすべきだとか、市の地区担当職員（前記8）が会議に参加すべきだという意見もあります。
- ・地区市民協議会は、まったく新たにつくるべきだという意見もあれば、既存のもの（例えば、地域連絡会とかコミュニティ協会など）を再生すればよいのではないかという意見もあります。

10. その他

自治基本条例等を検討する必要性

(仮称) 市民参画条例を検討する過程で、西宮市においても、自治基本条例や議会基本条例を制定する必要があるのではないかという意見が出てきました。地方分権が進む中で、(仮称) 市民参画条例に引き続いて、そのような基本条例の制定を検討していくことが求められていると考えます。

①自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治体運営の全般にわたって、その基本となる理念や原則を定めたものです。

②議会基本条例とは

議会基本条例とは、議会運営の基本的な理念や原則を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図るものです。

「西宮市市民意見提出手続(パブリックコメント手続)実施要綱」及び考え方

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市における市民意見提出手続についての指針を定めることにより、市の市民への説明責任を果たし、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的とする。

<考え方>

意見提出手続は、次の2つの目的により実施するものです。

- (1) 市が市民への説明責任を果たすことにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る。
- (2) 市民の市政への参画を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において、「意見提出手続」とは、次の手続きの総称をいう。

- (1) 市が第3条第1項に規定する事項について意思決定を行おうとする際に、その案、趣旨、目的、概要等を広く市民等に公表する。
 - (2) 公表した案に対する市民等の意見(情報の提供を含む。以下同じ。)を募集する。
 - (3) 市民等から提出された意見を検討、考慮した上で、意思決定を行う。
 - (4) 市民等から提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表する。
- 2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- 3 この要綱において、「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学すると否とを問わず、意見を提出する意思を有する個人又は団体のすべてをいう。

<考え方>

- 1 [第1項関係]今回導入する意見提出手続は、市の実施機関が市政の全体又は各分野において、まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の策定や重要な改定を行う場合に、その最終意思決定をする前に案を公表して、市民等の意見を募集し、提出された意見を最終的な意思決定に反映させるものです。さらに、最終的な意思決定を行うに当たっては、提出された意見とその意見に対する市の考え方を明らかにし、公表します。
- 2 [第2項関係]意見提出手続は、実施機関ごとに責任をもって行うこととし、その実施機関には、市のほとんどの機関が含まれます。ただし、市議会については、市長の権限が及ばないことから、対象外としています。
- 3 [第3項関係]通常「市民等」という場合には、在住、在勤、在学等の条件を設けるのが一般的ですが、意見提出手続では、可能な限り広く意見をいただくことが望ましいので、事実上意見提出権者を限定していません。

(対象)

第3条 実施機関は、市政の全体又は各分野において、まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の策定又は重要な改定を行おうとするときは、この要綱に基づき意見提出手続を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該意思決定が次のいずれかに該当する場合は、意見提出手続を実施しないことができる。

- (1) 法令等に基づくものであって、市に裁量の余地がないもの
- (2) 迅速又は緊急を要するもの
- (3) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、市民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (4) 附属機関等の答申等に基づいて案を策定する場合であって、当該答申等に当たって、既に意見提出手続を行ったもの

<考え方>

この要綱に基づき意見提出手続を実施するかどうかの判断は、各実施機関が行います。ただし、その判断が適当であるかどうかについては、第8条に規定する「運用委員会」の監理の対象となります。

(案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項に規定する事項についての意思決定を行うまでの適切な時期に、その案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 当該案の概要
- (2) 当該案を作成する趣旨、目的、背景及び根拠

3 前2項の規定による案及び資料（以下「案等」という。）の公表並びに意見提出手続を行う旨の周知は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、案等の内容が相当量に及ぶ場合には、次に掲げる全ての方法により案等の全体を公表することを要しない。この場合においては、案等の全体の入手方法等を明確にすることを要する。

- (1) 担当課窓口及び支所への備付け
- (2) 市政ニュースへの掲載
- (3) 市ホームページへの掲載

4 実施機関は、必要に応じ、前項に掲げる方法以外の方法も活用し、積極的に周知を図るものとする。

<考え方>

1 [第2項関係]案の公表にあたっては、可能な限り案を検討する際に必要な資料を併せて公表することとします。また、選択可能な複数の案がある場合には、それらの複数の案を提示します。

2 [第3項関係]案等の公表にあたっては、可能な限り多くの手段を用いることとしま

すが、あらゆる公表方法によって案等の全体の詳細を公表することが不可能な場合もあることから、そのような場合には、公表方法によっては、詳細な資料の入手方法等を明記した上で、概要の公表にとどめる場合があります。

(意見の募集)

第5条 実施機関は、前条の規定による案等の公表に併せ、市民等から意見を募集するものとする。

- 2 意見の募集期間は、原則として1か月以上とし、実施機関が意見の募集の際に明示する。
- 3 意見の提出は、書面によるものとし、その方法については、実施機関への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法の中から、実施機関が意見の募集の際に明示する。この場合においては、持参の場合の提出場所、郵送、ファクシミリ、電子メール等の場合のあて先を併せて明示するものとする。
- 4 意見の提出に際しては、提出者の住所、氏名又は名称、連絡先（電話番号等）、提出者の属性（市内在勤等）等の明記を求めるものとし、明記すべき事項については、実施機関が意見の募集の際に明示する。

<考え方>

- 1 [第2項関係]意見の募集期間は、原則として1か月以上とします。
- 2 [第3項関係]意見の提出は、意見の内容及び趣旨を明確にするため、原則として書面によるものとします。ただし、書面による提出が不可能又は著しく困難であると認められる場合には、意見の内容及び趣旨の明確性を損なわない範囲内で、他の方法による意見の提出の機会を確保するよう努力します。
- 3 [第4項関係]意見の提出に際しては、その意見の所在を明確にするため、提出者の住所、氏名等の明記を求めるとともに、意見内容の確認の必要が生じた場合などのため、連絡先の明記を求めるとします。また、意見の統計的な把握を行うために、提出者の属性等の明記を求め場合もあります。
- 4 [第4項関係]意見を提出した市民等の氏名など、個人を特定することができる情報の公表を予定している場合には、第3項の規定に準じて、意見の募集の際に明示することとします。ただし、公表する旨の明示がある場合でも、氏名等の公表を希望しない場合には、意見の提出に際してその旨を付記していただくこととします。

(意見等の取扱い)

第6条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 前項の規定により意思決定を行うときは、市民等から提出された意見及びその意見に対する市の考え方並びにその意見により案を修正する場合は、その修正内容を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、単なる賛否のみを表明するもの又は意見を求めている案件に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。
- 3 前項の規定による公表は、原則として意思決定の時点までに行うものとする。
- 4 第2項の規定による公表に際しては、当該意見を適宜取りまとめ、論点等が明らかになるよう努めるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、提出された意見で、公にすることにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、実施機関の判断により、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 6 第2項の公表方法については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

<考え方>

- 1 [第2項関係]公表の期間は、概ね6か月程度を目安とします。
- 2 [第2項関係]提出された意見が、単なる賛否の表明である場合は、的確な考え方を提示することが困難であり、また、案件に無関係な意見である場合は、案の策定に際して検討されるものではないため、考え方を公表しない場合があります。
- 3 [第4項関係]提出された意見については、その内容や趣旨を整理し、問題点が明らかになるような形で考え方を示します。したがって、提出された個々の意見に対し、個別に回答を行うものではありません。なお、意見の提出状況が明らかになるよう、同様の意見の提出件数を併せて公表することとします。

(一覧の公表)

第7条 市長は、意見提出手続を行っている案件の一覧を作成し、ホームページ等で公表するものとする。

- 2 前項の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 案件名
 - (2) 案等の公表日及び意見募集期間
 - (3) 公表資料の入手方法
 - (4) 問い合わせ先

<考え方>

意見提出手続を行う際には、市政ニュース等で公表することとなりますが、併せてホームページ等で一覧を公表し、現在意見提出手続を行っている案件等の情報が得られるようにします。

(運用委員会)

第8条 意見提出手続の適正な運用を図るため、西宮市市民意見提出手続運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、意見提出手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。
- 3 運用委員会は、常任委員及び臨時委員をもって構成する。
- 4 運用委員会の常任委員は、総合企画局長、総務局長、企画総括室長、市長室長及び総務総括室長をもって充てる。
- 5 運用委員会の臨時委員は、意見提出手続を実施している案件を所管する局長及び部長をもって充て、当該所管案件を所掌する。
- 6 運用委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合企画局長を、副委員長は総務

局長をもって充てる。

- 7 実施機関は、第4条第1項の規定により案等を公表し、第5条第1項の規定により意見を募集し、及び第6条第2項の規定により提出された意見等を公表しようとするときは、その内容、方法等につき、運用委員会の意見を聴くものとする。

<考え方>

意見提出手続は、各実施機関の責任において行うものですが、市全体の意見提出手続が適正に運用されるためのチェック機関として、「西宮市市民意見提出手続運用委員会」を設置し、市全体の意見提出手続を監理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行うこととします。

(制度の見直し)

第9条 この要綱は、必要に応じて見直しを行うものとする。

<考え方>

意見提出手続は、市民等からの意見や今後の運用状況等を勘案し、対象となる案件を拡大するなど、必要に応じて見直しを行います。

また、今後は案の策定過程への参画の手法を導入するなど、参加と協働によるまちづくりのための制度を順次整えていくこととします。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

西宮市審議会設置・運営基準

(趣旨)

1 この基準は、行政執行上の調停、審査、審議又は調査等を行う附属機関(以下「審議会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(審議会の設置)

- 2 新たに審議会を設置する場合は、次の点に留意する。
- (1) 審議会の目的及び役割並びに既設の審議会の活用等について、十分に検討する。
 - (2) 可能な場合には、審議会の設置期間の終期を設定する。
 - (3) 委員の定数は、特別の事情がある場合を除き、20人以内とする。

(審議会の整理、統合)

- 3 既設の審議会に関しては、次の点に留意する。
- (1) 設置目的や審議内容が類似する場合は、統合に努める。
 - (2) 当初の設置目的を達成した審議会は、速やかに廃止する。

(委員の在任期間)

4 一の審議会において、委員が連続して長期に在任することがないように留意する。

(委員の兼職)

5 委員の複数の審議会への兼職は、2までとする。

(委員の年齢制限)

6 委員は、その在任中に満年齢75歳を超えないものとする。ただし、法令又は条例において特定の職を指定しているもの及び市議会議員はこの限りでない。

(委員の選任)

- 7 審議会の委員の選任については、次の点について留意して行うものとする。
- (1) 同一団体からの委員の選任については、一の審議会につき、原則として1人とする。
 - (2) 女性委員の選任を促進すること。
 - (3) できる限り幅広い年代層から選任すること。

(公募制について)

8 市政への市民参加と市民の意見をより一層反映させるため、委員の公募制を導入するものとする。ただし、条例等の規定により特定の職、有資格者に限られているもの等はこの限りではない。

(実施)

9 この基準の実施にあたり、必要な事項は、総務局長が定める。

「市民政策提案手続」のフローチャート

<別紙 3 >

提案者が「提案申請書」を市の機関の担当部に提出する。

市の機関の担当部は、提案者から提案概要について説明を受ける。
市の機関の担当部から提案者に、この制度の仕組みを説明する。

担当部が対象事項に該当するかをチェックする。

提案者に回答する。該当しなければその理由を付す。
該当しなかった理由を後日「(仮称)市民参画協働評価委員会」で報告する。

該当すれば、提案者が市民(XX)人以上の署名を集め、市の機関の担当部に提出する。

提案者グループがプレゼンテーションを行う。

「(仮称)市民参画協働評価委員会」メンバーと
市の機関の担当部員が参加する。

参加した委員会メンバーと市の機関の担当部員が審議して、採否を決定する。

提案者に回答する。不採択であればその経緯と理由を公表する。

採択すれば、提案者は担当部と協議して政策等の趣旨、目的、内容を詰める。

《 市民による原案完成 》

市の機関は、市民政策提案として公表するとともに、経緯と採択理由についても明示する

「市の機関が実施主体で行う市民参画手続」へ移行

(仮称)市民参画条例策定委員会 委員名簿

H19.6.30 現在

氏 名	氏 名	氏 名
麻生 節子	安保 まりか	伊藤 憲治
入江 満昭	岩波 真理	上川 修
大西 研	小田 浩子	片山 松造
金子 譲二	黒木 順子	佐々木 恒夫
鈴木 誠吉	園部 紘子	土井 成三
永田 実	中野 敬偉子	橋本 正久
原田 純二	福岡 良治	古川 健造
前川 協子	松本 吉弘	森下 真
森田 英男	山本 清	米田 尚義
和田 勉		

(敬称略)

(仮称)市民参画条例策定委員会 アドバイザー名簿

(敬称略)

役職名	氏名
同志社大学 政策学部 教授	山下 淳
神戸大学大学院 法学研究科 教授	角松 生史
神戸学院大学 法学部 専任講師	黒坂 則子